

差別禁止条例・施策規定（草案） ※第 13 回 WG 意見反映版

条文案	説明	第 13 回 WG 意見	
<p>(施策推進)</p> <p>第〇条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、必要となる基本的な施策（以下、基本的施策という）を次条から第〇条のとおり規定し推進するものとする。</p> <p>2 基本施策の推進のため、久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、基本方針という）を定めるものとする。</p> <p>3 基本方針には基本的施策の他、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>4 前項の施策について、障害者差別解消法に基づき設置する、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から、企画立案・施策の進捗状況・推進方針に対し障害者及びその他の必要な意見の聴取を行い、施策へ反映するものとする。</p>	<p>既策定の基本方針との関係性の整理、および PDCA のための体制について規定した</p> <p>体制としては既存の協議会を位置づけ、PDCA における当事者の意見把握や、事業者の意見把握などを行うもの</p>	<p>■ 2 項以降の主語が不明確 ⇒ (反映)</p>	<p>(施策推進)</p> <p>第〇条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、<u>次条から第〇条に定める事項に基づき</u>、基本的な施策（以下、基本施策という）を策定し推進するものとする。</p> <p>2 <u>市は</u>、基本施策の推進のため、久留米市障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下、基本方針という）を定めるものとする。</p> <p>3 基本方針には基本施策の他、市長が特に必要と認める施策及び施策の推進に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>4 <u>市は、基本施策等の推進</u>について、障害者差別解消法に基づき設置する、久留米市障害者差別解消支援地域協議会から、企画立案・施策の進捗状況・推進方針に対し障害者及びその他の必要な意見の聴取を行い、施策へ反映するものとする。</p>
<p>(啓発・理解促進)</p> <p>第〇条 市は、市民及び事業者の、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるために必要な、広報及び啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p>	<p>他市の条文も参考にしながら、啓発促進を規定した</p> <p>具体的な事業は未定。相互理解ができる場について規定した</p>	<p>■ 市職員・教職員を対象としているか。 ■ 市職員・教職員も対象に理解促進を行う必要がある。 ⇒ (反映)</p> <p>■ 市のみではなく当事者団体等と連携した取り組みが大切 ⇒ (反映)</p>	<p>(啓発・理解促進)</p> <p>第〇条 市は<u>直接又は当事者団体等と連携し</u>、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるため、市民・事業者への広報・啓発活動<u>及び市の職員等への研修等</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>市は</u>、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。</p>
<p>(情報発信)</p> <p>第〇条 市は、障害福祉等に関する情報を、全ての障害者が取得できるよう発信し、又は取得できる環境の整備を促進する。</p>	<p>福祉情報が学校等を卒業すると取得できないという意見に対応した規定</p>		<p>(情報発信)</p> <p>第〇条 市は、障害福祉等に関する情報を、全ての障害者が取得できるよう発信し、又は取得できる環境の整備を促進する。</p>
<p>(教育・保育)</p> <p>第〇条 市は、インクルーシブ教育及び保育が促進されるよう、教育機関その他の関係機関との調整を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。</p>	<p>インクルーシブ教育について規定したもの</p> <p>その為に必要な施策（支援）について規定したもの</p>	<p>■ インクルーシブ教育についての定義が無い ⇒「障害者の権利に関する条約」で規定され、文部科学省で現在も協議・研究されている。今後その定義等の見直しに即時対応できるようにあえてインクルーシブ教育とする。</p>	<p>(教育・保育)</p> <p>第〇条 市は、インクルーシブ教育及び保育が促進されるよう、教育機関その他の関係機関との調整を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の調整において、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、障害のある幼児、児童及び生徒への支援又は教育機関等への支援を行うものとする。</p>
<p>(意思疎通支援)</p> <p>第〇条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろう含む）、発語障害、知的障害、発達障害、その他によるコミュニケーションにおける特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器、その他必要とされる適切な手段）の利用をすすめる、情報の取得しやすさの促進を図るものとする。</p> <p>2 市は、意思疎通支援者の養成及び活動推進を図り、社会資源としての確保及び整備を進める。</p>	<p>意思疎通支援の取り組みについて、公的情報・公共施設などで率先行動を行う規定</p> <p>不足する意思疎通支援者の確保について規定したもの</p>		<p>(意思疎通支援)</p> <p>第〇条 市は、視覚・聴覚障害（盲ろう含む）、発語障害、知的障害、発達障害、その他によるコミュニケーションにおける特質に応じた意思疎通手段（手話、点字、音声、文字の表示、読み仮名の表示、分かりやすい表現を用いた表示、絵図を用いた表示、情報支援機器、その他必要とされる適切な手段）の利用をすすめる、情報の取得しやすさの促進を図るものとする。</p> <p>2 市は、意思疎通支援者の養成及び活動推進を図り、社会資源としての確保及び整備を進める。</p>
<p>(相談体制の充実)</p> <p>第〇条 市は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策について、次の各号を検討し推進するものとする。</p> <p>(1) 相談者にとって身近な相談窓口、又は相談しやすい場について</p> <p>(2) 障害者を含む相談員の確保について</p> <p>(3) 市（久留米市基幹相談支援センター含む）と相談支援事業所又は障害当事者団体等との差別相談に関する連携について</p>	<p>各号のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい場所の確保に関する規定 それぞれの相談機能が市の差別相談窓口と連携・機能するための規定 ピアの相談員の配置 <p>各団体意見や第 12 回 WG で出た意見を集約した規定</p>	<p>■ 第 2 項の“検討”の意味がわからない ⇒“検討”とは「物事をいろいろの面からよく調べ、それでいいかどうか考えること。」であり、第 2 項に規定する事項を検討してから第 1 項を推進するという意</p> <p>■ 事業者からの相談に応じる体制が必要ではないか ⇒ (反映)</p>	<p>(相談体制の充実)</p> <p>第〇条 市は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるため、体制の充実を図るものとする。</p> <p>2 市は、前項の<u>相談体制の充実</u>について、次の各号を検討し推進するものとする。</p> <p>(1) 相談者にとって身近な相談窓口、又は相談しやすい場について</p> <p>(2) 障害者を含む相談員の確保について</p> <p>(3) 市（久留米市基幹相談支援センター含む）と相談支援事業所又は障害当事者団体等との差別相談に関する連携について</p> <p><u>(4) 事業者からの合理的配慮の提供等に関する相談体制について</u></p>
<p>(基礎的環境整備)</p> <p>第〇条 市又は事業者が、自ら所有又は管理する施設を整備する場合、福岡県福祉のまちづくり条例の主旨・目的を理解し、基準に従い整備するものとする。</p>	<p>障害者への配慮のある施設の整備についての意見があったが、既に福岡県福祉のまちづくり条例があることから当該条例との同調規定をする。</p>		<p>(基礎的環境整備)</p> <p>第〇条 市又は事業者が、自ら所有又は管理する施設を整備する場合、福岡県福祉のまちづくり条例の主旨・目的を理解し、基準に従い整備するものとする。</p>